

京都市告示第466号

京都市市民防災センターの指定管理者である一般財団法人京都市防災協会から、京都市市民防災センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市市民防災センターの臨時開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年11月22日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日

- 1 平成30年8月6日（月）
- 2 平成30年8月13日（月）及び同月14日（火）

（理由）

夏休み期間中における防火防災思想の普及啓発事業「BOSAIサマーフェスタ2018」を実施するため

（消防局総務部総務課）